

23 区内で雨水浸透施設設置の助成制度を行っている区（平成 28 年度・基本的な条件のみ記載）
 一定の条件のもとで交付されるため、詳細は事前に各区役所へ問い合わせが必要

平成 28 年 4 月 1 日現在

| 区名 | 助成対象 | | | | 対象地区 | 助成条件 | 助成限度額 |
|--|----------|------------|----------|-----------------------------|------|--|--|
| | 浸透 ます | 浸透 トレンチ | 付帯 工事 | その他 | | | |
| 港区 環境・街づくり支援部 都市土木課 土木計画係 Tel3578-2111(代表) 3578-2218(内線) | ○ | ○ | ○ | — | 区内全域 | 【共通条件】 ①工事施工前の申請であること ②施工者が東京都指定排水設備事業者であること ・個人が所有する住宅等。但し、敷地面積 500 m ² 以上の新築に設置する場合は除く。 ・従来の雨水ます等を浸透施設に取り替える場合も対象。 | 区が定めた標準工事費単価から算出した額 (上限 40 万円) |
| 品川区 防災まちづくり事業部 河川下水道課 水辺の係 Tel3777-1111(代表) 5742-6794(内線) | ○ | ○ | — | 接続管 (公設雨水浸透ます) | 区内全域 | 【共通条件】 ①国・地方公共団体等や品川区開発環境指導要綱の概要を受ける建築物は対象外 ②急傾斜地、法面等雨水を浸透させることによって、安全性が損なわれるおそれのある場所及び地下水位の高い区域を除く | 工事費助成単価により算出した額と当該工事に要した額のいずれか小さい額、及び消費税 (上限 40 万円) |
| 目黒区 都市整備部 都市整備課 開発係 Tel3715-1111(代表) 5722-9715(直通) | ○ | ○ | ○ | 接続管 (公設雨水浸透ます)、雨水タンク設置工事 | 区内全域 | 個人が所有する住宅等 ※但し、敷地面積が 500 m ² 以上の新築住宅を除く | 定められた単価に設置数量を乗じて得た額、又は工事に要した額のいずれか小さい額(上限 40 万円。雨水タンク設 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|-------------|---|--|---|
| | | | | | | | 置については 5 万 6 千円が上限) |
| 大田区 まちづくり推進部 建築調整課 (地域道路整備) TEL5744-1111(代表) 5744-1308(直通) | ○ | ○ | — | 雨水貯留槽 (別制度) | 埋立地以外の区内全域 (埋立地) 平和島、平和の森公園、東海、城南島、京浜島、羽田空港、大森ふるさと浜辺公園 | ・大田区開発指導要綱の適用を受けける建築物は対象外 ・地下水位が地表面より 1 m 以内にある区域は対象外 | 定められた標準工事による (上限 40 万円) |
| 世田谷区 土木事業担当部 土木計画課 河川・雨水対策担当 TEL5432-1111(代表) 5432-2365(直通) | ○ | ○ | ○ | 雨水タンク | 区内全域 | ①設置したい箇所に、施設の規格により十分な四方のスペースがあること。 ②地下水位 (地表面から地下水面までの深さ) が 1m 以上あること。 ③売買等を目的とした建築物に設置する不動産業者、建設業者ではないこと。 | 助成要綱に定める標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額又は見積額のいずれか低い額に 0.8 を乗じた額 (一般地区上限 40 万円、湧水保全重点地区・豪雨対策モデル地区上限 50 万円) |
| 杉並区 都市整備部 土木計画課 計画調整係 TEL3312-2111(代表) 3312-3423(内線) | ○ | ○ | — | — | 区内全域 | ・敷地面積 1000 m ² 未満 ・個人所有の住宅等 (法人所有の建物は対象外) | 定められた単価で算出した額 (上限 40 万円) |
| 北区 まちづくり部 道路公園課 公園河川係 TEL3908-1111 代表) | ○ | ○ | ○ | 雨水タンク | 区内全域 | ①敷地面積 500 m ² 未満の個人が所有する住宅及び、その他区長が特に必要と認めた住宅等 | 1 件 40 万円を限度とし、区長が別に定める標準工事費単価に設置 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|------|---|--|
| 3908-9275(直通) | | | | | | ②雨水タンクは個人の所有するすべての住宅を助成対象とする | 数量を乗じて得た額又は工事に要した額のいずれか小さい額。雨水タンクは購入価格の半額(上限2万5千円) |
| 練馬区 土木部 計画課 総合治水係 TEL3993-1111(代表) 5984-2074(直通) | ○ | ○ | ○ | 雨水タンク | 区内全域 | ①500㎡未満の土地であること ②敷地の所有権または借地権を有する者(法人所有の建物は対象外) ③申請者が区税を滞納していないこと ※雨水タンクについては浸透施設を設置した場合のみ助成対象となる。 | 40万円 (付帯工事はその内で10万円以内) ※雨水タンクは購入価格の半額(上限2万5千円まで) |

防水板設置工事費の助成

品川区

助成内容 個人 → 工事費の4分の3 100万円限度(品川区に住民登録をしていない場合は50万円)

法人 → 〃 2分の1 100万円限度(申請日より1年以上前から品川区内に登記していない法人は50万円)

※問い合わせ先 品川区河川下水道課 水辺の係 TEL5742-6794(直通)

杉並区

助成内容 個人 → 工事費の2分の1 50万円限度

※問い合わせ先 杉並区都市整備部土木計画課計画調整係 TEL3312-2111(代表)